

橋本駅周辺のまちづくりにおける道路用地の取得に伴う

代替地を募集しています!!

市では、橋本駅周辺のまちづくりに伴う都市計画道路の整備に必要な道路用地をお譲りいただく方の移転先として、代替地となる土地を募集する「代替地登録制度」を実施しています。ご登録いただいた土地は、市が取得する道路用地の地権者の方にご紹介いたします。

代替地としてお譲りいただける土地をお持ちの方は、ぜひ制度へのご登録をお願いいたします。

※当制度は、橋本駅周辺のまちづくりに伴う都市計画道路の整備に限って実施するものです。

◇募集している土地

橋本駅周辺にある概ね 100 m²(30 坪)以上の更地

<その他の要件>

- ・原則として、所有権以外の権利が設定されていないこと。
- ・市街化区域にあって、公道等に接し、概ね正方形または長方形であること。
- ・所有権や面積、境界が明確で、争いが生じていないこと。



※上記の要件は目安です。詳細は下記お問合せ先までご相談ください。

相模原市マスコットキャラクター
『さがみん』

◇土地の募集から売買までの流れ

① 代替地の提供者の方が市に土地情報を申請し、登録を受けます。

- ・申請様式は相模原市ホームページ※からダウンロードしてください。 ※現在準備中です。

② 市は申請のあった土地情報を集約し、保管します。

- ・代替地の提供者の方から登録取消の申し出がない限り、市で土地情報を継続して保存します。

③ 道路用地の地権者の方からの要望に応じて、市が土地情報を紹介します。

④ 道路用地の地権者の方と代替地の提供者の方の合意により、売買契約を締結します。

- ・契約形態は、市を含む三者間での契約または市を含まない二者での契約のいずれかを想定しています。
- ・代替地の提供者の方は譲渡所得の特別控除の特例を受けることができます場合があります。